

合葬式墓所合葬墓虹の丘「申込みのご案内」記載内容の改定について (使用料等改定のお知らせ)

飯盛霊園の使用料、手数料等の見直しに伴い、合葬式墓所合葬墓「虹の丘」使用料を改定します。

【改定日】

令和8年10月1日以降の申請受理分より

【改定内容】

1 合葬式墓所合葬墓「虹の丘」使用料を下記のとおり改定します

■各区分の使用料(申込みのご案内 P4)

改定前

区分		使用料(税込)	
		資格1	資格2
必須	合葬	50,920 円	50,920 円
任意	個別安置(10 年間)	50,920 円	76,380 円
	記名	107,000 円	160,500 円
	連名保証(記名板の追加費用)	10,700 円	16,050 円

改定後

区分		使用料(税込)	
		資格1	資格2
必須	合葬施設	65,000 円	75,000 円
任意	個別安置施設(10 年分)	65,000 円	98,000 円
	記名板	137,000 円	206,000 円
	連続記名(記名板の追加費用)	13,700 円	20,600 円

■個別安置施設(申込みのご案内 P4)

改定前

区分		使用料(税込)	
		資格1	資格2
任意	個別安置施設(10 年分)ごと	50,920 円	76,380 円

改定後

区分		使用料(税込)	
		資格1	資格2
任意	個別安置施設(10 年分)ごと	65,000 円	98,000 円

■使用料の合計金額表(区分を合算した使用料)(申込みのご案内 P4)

改定前

使用区分	使用料合計(税込)	
	資格1	資格2
合葬施設	50,920 円	50,920 円
合葬施設・個別安置施設	101,840 円	127,300 円
合葬施設・記名板(単独記名)	157,920 円	211,420 円
合葬施設・記名板(連続記名)	168,620 円	227,470 円
合葬施設・個別安置施設・記名板(単独記名)	208,840 円	287,800 円
合葬施設・個別安置施設・記名板(連続記名)	219,540 円	303,850 円

改定後

使用区分	使用料合計(税込)	
	資格1	資格2
合葬施設	65,000 円	75,000 円
合葬施設・個別安置施設	130,000 円	173,000 円
合葬施設・記名板(単独記名)	202,000 円	281,000 円
合葬施設・記名板(連続記名)	215,700 円	301,600 円
合葬施設・個別安置施設・記名板(単独記名)	267,000 円	379,000 円
合葬施設・個別安置施設・記名板(連続記名)	280,700 円	399,600 円

2 個別安置施設の個別安置期間を「使用許可の日から10年間」に統一します

■【個別安置施設】・個別安置期間(申込みのご案内 P5)

改定前

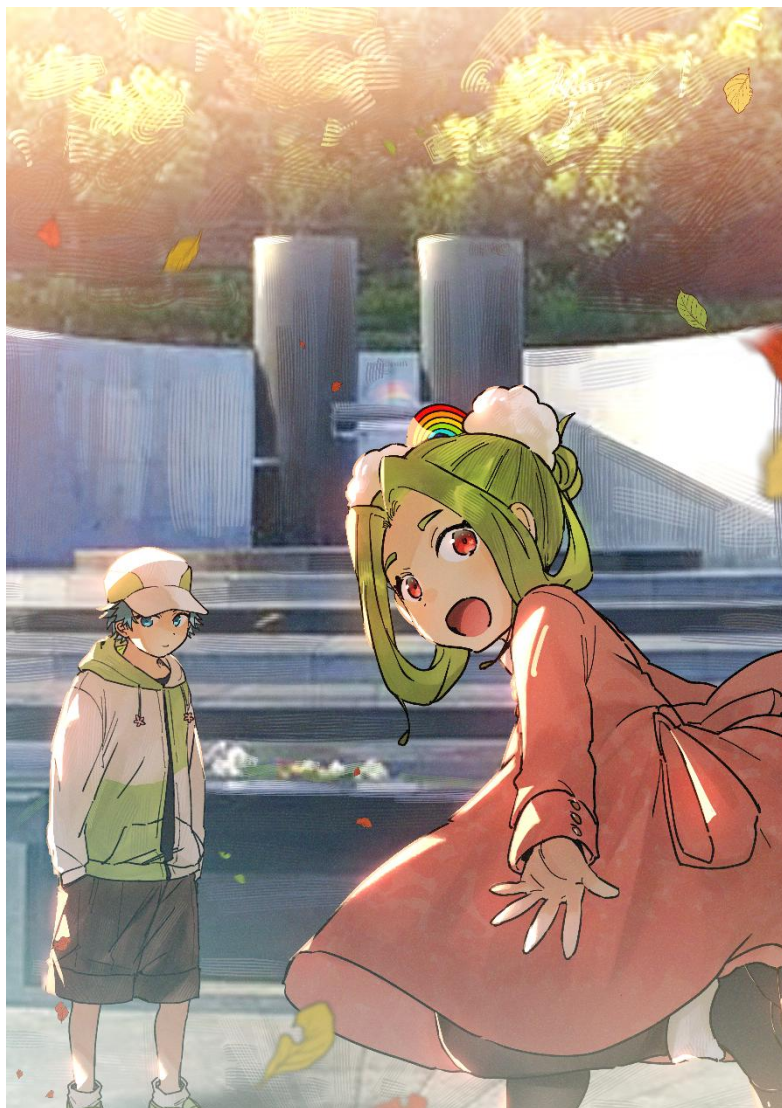
- (1)生前予約申込の場合……死亡の日から10年間
- (2)遺骨所持申込の場合……使用許可の日から10年間

改定後

生前予約申込・遺骨所持申込……使用許可の日から10年間

令和8年4月1日改訂

合葬式墓所 合葬墓 **虹の丘**
申込みのご案内 (R8.4~R8.9 版)



飯盛霊園広報キャラクター 虹の丘 ゆめ

令和8年10月1日から使用料等を改定します

守口市・門真市・大東市・四條畷市

飯盛霊園組合

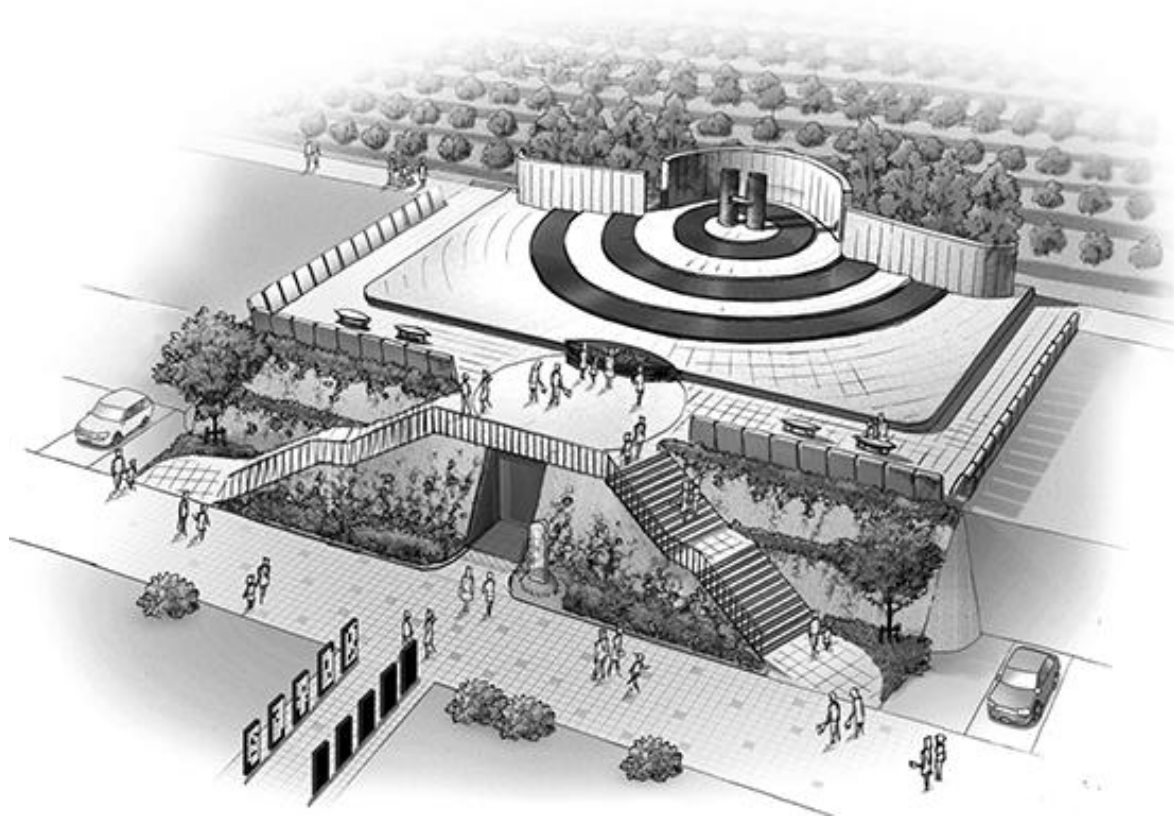
TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196
<https://www.iimorieienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

もくじ

施設の概要	2
申込区分、申込方法及び必要書類について	3
申請者の資格について	3
使用の区分について	4
使用料について	4
埋蔵について	5
記名について	6
申請書の記入について	7～9
使用料のお支払いについて	10～11
使用許可書について	12
申請から埋蔵までの手続について	13
ふるさと納税による申込方法について	14
埋蔵手続きについて	15
遺骨の改葬について	15
墓参について	15
埋蔵者の照会について	16
個人情報の取扱いについて	16
その他	16
飯盛霊園条例（抜粋）	17

施設の概要

名称	合葬式墓所 合葬墓「虹の丘」								
運営主体	飯盛霊園組合 (守口市、門真市、大東市及び四條畷市の一部事務組合)								
所在地	大阪府四條畷市大字下田原448番地 飯盛霊園内								
供用開始	平成19年4月10日								
敷地面積	904.5㎡								
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階建								
規模	<table> <tr> <td>合葬</td> <td>約10,000体</td> </tr> <tr> <td>個別安置</td> <td>5,000体</td> </tr> <tr> <td>記名板(モニュメント周囲)</td> <td>5,180件</td> </tr> <tr> <td>記名板(参道)</td> <td>6,504件</td> </tr> </table>	合葬	約10,000体	個別安置	5,000体	記名板(モニュメント周囲)	5,180件	記名板(参道)	6,504件
合葬	約10,000体								
個別安置	5,000体								
記名板(モニュメント周囲)	5,180件								
記名板(参道)	6,504件								



申込区分、申込方法及び必要書類について

申込区分は、申請者が将来使用するための「生前予約」での申込みと、既に所持されている遺骨を埋蔵するための「遺骨所持」の申込みがあります。

申込みに必要な書類は、申込区分により異なります。

申込みの際は、次表の「申込必要書類」を郵送又は持参してください。

【注意】申込みと使用料の納付を同時に行うことはできません。(13 ページ参照)

申込区分	申込必要書類
生前予約	① 合葬式墓所使用許可申請書
	② 申請者の住民票（発行日から3ヵ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等のコピーいずれか1点（現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類）
遺骨所持	① 合葬式墓所使用許可申請書
	② 申請者の住民票（発行日から3ヵ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等のコピーいずれか1点（現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類）
	③ 所持されている遺骨の火葬許可証（又は埋蔵証明書、改葬許可証等）のコピー

※マイナンバーカード裏面の個人番号をコピーされますと受理できませんのでご注意ください

- ・ふるさと納税による申込みについては14ページを参照してください。
- ・生前予約の場合は、ご自身の死後、埋蔵手続を依頼する方に、使用許可書のコピーを渡すなどし、遺骨を確実に持参していただくようにしておいてください。
- ・飯盛霊園の墓所を返還して虹の丘の申込みをされる方につきましては、事前に組合管理課までご相談ください。
- ・他の墓所等から遺骨を改葬する申請につきましても、1体につき1件の申込みとなります。
※改葬手続については15ページを参照してください。

申請者の資格について

合葬墓「虹の丘」は、どなたでも申込みすることができますが、資格により使用料が変わります。

資格	要件
資格1	(1) 関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）に住所を有する者
	(2) 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者
	(3) 飯盛霊園の個別墓所の使用者
資格2	資格1以外の方

使用の区分について

個別安置施設、記名板を希望される方は、合葬施設に加えて任意で申込みをすることができます。各区分内容の詳細については5、6ページを参照してください。

申込の分類	使用の区分	概要
必須	合葬施設	骨つぼからお骨を取り出して埋蔵します
任意 (希望者のみ)	個別安置施設※	骨つぼのまま個別に10年間安置してから合葬施設に埋蔵します
	記名板※	石の記名板に故人の氏名等を刻字します。文字や字体などを指定することはできません
	連続記名	記名の刻字箇所を上下に連続して確保することを保証します (希望者が同時に使用許可されることが条件となります)

※個別安置及び記名の位置を指定することはできません。使用許可時に自動的に決定されます。

使用料について (下記金額は令和8年9月30日申請受付分まで)

■各区分の使用料

区分		使用料 (税込)	
		資格1	資格2
必須	合葬施設	50,920円	50,920円
任意	個別安置施設 (10年分)	50,920円	76,380円
	記名	107,000円	160,500円
	連続記名 (記名の追加費用)	10,700円	16,050円

■個別安置施設 (10年分) 延長 ※申込は個別安置期間が満了するまでに限る

区分		使用料 (税込)	
		資格1	資格2
任意	個別安置施設 (10年分) ごと	50,920円	76,380円

■使用料の金額合計表 (区分を合算した使用料)

使用区分	使用料合計 (税込)	
	資格1	資格2
合葬施設	50,920円	50,920円
合葬施設・個別安置施設	101,840円	127,300円
合葬施設・記名板 (単独記名)	157,920円	211,420円
合葬施設・記名板 (連続記名)	168,620円	227,470円
合葬施設・個別安置施設・記名板 (単独記名)	208,840円	287,800円
合葬施設・個別安置施設・記名板 (連続記名)	219,540円	303,850円

埋蔵について

**埋蔵は組合が行います。合葬施設・個別安置施設に立ち入ることはできません。
埋蔵に立ち会うことはできません。**

【合葬施設】

- ・骨つぼから焼骨を取り出して埋蔵します。合葬後に焼骨を取り出すことはできません。
- ・虹の丘には火葬した遺骨でないと埋蔵することができません。土葬していた遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。
- ・埋蔵する日、位置を指定することはできません。
- ・故人の記念品等、副葬品を埋蔵することはできません。

【個別安置施設】

- ・個別安置する位置を指定することはできません。使用許可時に自動的に位置を決定します。
- ・個別安置の位置は使用許可書に記載します。
- ・骨つぼの状態ですべて10年間個別に安置します。骨つぼの大きさは18cm四方までです。
- ・分骨された小さい骨つぼがある場合は合わせて安置できます。
- ・骨壺に入りきらない遺骨は別の容器に入れてご持参ください。個別安置時に先に合葬します。

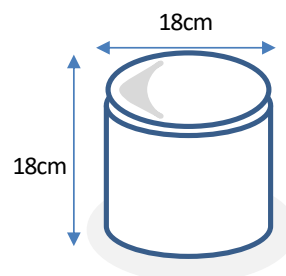
■個別安置期間（下記内容は令和8年9月30日申請受付分まで）

（1）生前予約申込の場合：死亡の日から10年間

（2）遺骨所持申込の場合：使用許可の日から10年間

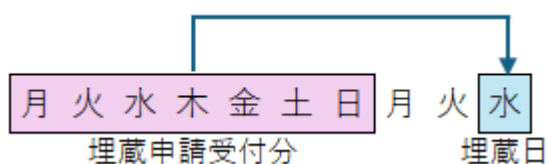
- ・個別安置期間は10年毎に延長可能ですが、期間満了までに申請いただく必要があります。
 - ・個別安置期間延長の申請がない場合は、安置期間の満了後、組合にて合葬します。
 - ・安置期間満了の通知は行いません。
- ・個別安置する骨壺について
- （1）幅、奥行及び高さが、それぞれ18センチメートル以下であること。
 - （2）材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
 - （3）外装を施していないこと。

骨壺サイズ



■埋蔵日

虹の丘への埋蔵は、埋蔵申請を受理した週（月曜日から日曜日まで）の翌水曜日に実施します。



※埋蔵日が祝日・年末年始等は変更となります。

記名板について

記名板



刻字イメージ



■ 刻字の内容

- ・「埋蔵者の氏名、出生年月日、死亡年月日」
- ・刻字する文字や字体を指定することはできません。
- ・刻字内容が不詳のまま刻字することはできません。
(改葬許可証等で生年月日が不詳の場合、戸籍等をご確認ください)

■ 記名の位置

- ・記名の位置を指定することはできません。入金後使用許可時に自動的に刻字位置を決定します。
- ・記名の位置は使用許可書に記載します。

■ 記名が連続する取扱い（連続記名）

- ・複数名で記名を申込された場合に、刻字する位置が離れることなく上下に接して確保することを保証します。
- ・連続記名を希望する方は、全員同時に申請し使用許可されることが条件です。

■ 刻字の時期

記名板への刻字は、虹の丘への埋蔵申請を受理した翌月の20日から末日の間に行います。
(埋蔵手続きが完了するまでは、記名位置を確保している状態となり空欄となります)

■ 記名板を追加使用する場合の手続きの流れ

- ① (組合) 記名板の追加使用申請書受理 「合葬式墓所追加使用許可申請書」を提出してください
- ② (組合) 納入通知書の送付
- ③ 申請者：使用料の納付
- ④ (組合) 使用許可書・記名文字確認書の発行 「生前予約申込」の方は使用許可書の発行をもって、手続きは一旦終了です。
記名は虹の丘への埋蔵手続き後に行います
- ⑤ 申請者：記名文字確認書を確認・返送
- ⑥ (組合) 記名板の刻字 刻字時期：
記名文字確認書を受理した月の翌月20日～月末

申請書の記入について（記入例）

様式第9号

記入例

合葬式墓所使用許可申請書

1 令和 8 年 4 月 1 日

飯盛霊園組合 管理者 宛

次のとおり合葬式墓所を使用したいので、飯盛霊園合葬式墓所使用規則第3条の規定により、申請します。

2	申請者	住所	〒575-0012 大阪府四條畷市〇丁目△番□号 アンドリュウ・ワイルズ飯盛 〇〇号				
	(フリガナ)氏名	イイモリ タロウ 飯盛 太郎	生年月日	大・昭平・令 40 年 4 月 11 日 電話番号 0743-78-1195			
3	納入通知書送付先 (申請者住所以外に送付を希望する場合に記入)	<input type="checkbox"/> 同時申請者(氏名 :) <input type="checkbox"/> 下記の者 住所 : 〒 - 氏名 : 電話番号 :					
4	申請資格	資格1	<input checked="" type="checkbox"/> 関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の住民 <input type="checkbox"/> 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者 <input type="checkbox"/> 飯盛霊園の個別墓所使用者(墓所 区 列 号) (許可番号 第 号)				
	資格2	資格1以外					
5	申込区分	1	生前予約申込	埋蔵予定者 : 申請者本人			
	2	遺骨所持申込	フリガナ	申請者との続柄			
6	使用区分	使用区分		使用料			
				資格1	資格2		
		1	合葬施設	50,920円	50,920円		
		2	合葬施設・個別安置施設(10年分)	101,840円	127,300円		
		3※	ア	合葬施設・記名板(単独)	157,920円	211,420円	
			イ	合葬施設・記名板(連続)	168,620円	227,470円	
4※	ア	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(単独)	208,840円	287,800円			
	イ	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(連続)	219,540円	303,850円			

※ 使用区分「3」又は「4」を選択された方は、裏面も記入してください。

① 申込日

提出する年月日を記入してください。

② 申請者

- ・申込みされる方（申請者）の郵便番号、住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入してください。
- ・住所は申請者の住民票の写しなどの添付書類の記載どおりに番地まで記入してください。マンション名などがある場合は、住所の後に記入してください。

③ 納入通知書送付先

- ・同時に申請された方が同一の住所の場合、納入通知書は原則1つの封筒に入れて送付します。
- ・同時に申請された別住所の方に送付を希望する場合、「同時申請者」に☑をし、氏名を記入してください。
- ・その他の送付先を希望される場合は、「下記の者」に☑し、送付先の郵便番号、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

※使用許可書は申請者本人に送付いたします。

④ 申請資格

次のいずれかに該当する場合は、「資格1」を○で囲んでください。

- ・申請者が関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の住民の場合
 - ・埋蔵予定者が死亡時において関係市に住所を有していた場合
 - ・申請者が飯盛霊園の個別墓所使用者の場合
- ※使用墓所の「墓所番号」と「許可番号」を記入してください。
- ・上記（資格1）に該当しない場合は、「資格2」を○で囲んでください。

⑤ 申込区分

- ・申請者が、ご自身の将来のために申込みをされる場合（生前予約申込）は、「1」を○で囲んでください。
- ・現在、所持している遺骨（他の墓所に納骨等されている場合を含みます。）を埋蔵するための申込みをされる場合（遺骨所持申込）は、「2」を○で囲み、「埋蔵予定者の氏名、フリガナ及び申請者からみた続柄」を記入してください。

⑥ 使用区分

- ・1～4のいずれかを○で囲んでください。
- ・「3」又は「4」を選択の場合は、「ア」（単独）又は「イ」（連続）を○で囲み、申請書裏面も記入してください。

使用区分3・4記名申込の詳細

■単独記名(使用区分3・4で【ア】を選択した場合)

7	方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日(遺骨所持申込)
				明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日

■連続記名の記名順(使用区分3・4で【イ】を選択した場合)

(複数の方の記名が必ず連続するように記名位置を決定します)

別添同時申請の申請書のとおり 【☑の場合は下記の記入は不要】

8	方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日(遺骨所持申込)
上	1	飯盛 太郎	明・大・昭・平・令 40年 4月 11日	明・大・昭・平・令 生前予約は不要 年 月 日	
	2	飯盛 花子	明・大・昭・平・令 45年 8月 20日	明・大・昭・平・令 7年 5月 1日	
	3		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	4		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	5		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

⑦単独記名記入欄(表面アを選択した場合)

申請書表面の使用区分「3のア」又は「4のア」(単独)を選択された場合

- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。

⑧連続記名の記名順記入欄(表面のイを選択した場合)


申請書表面の使用区分「3のイ」又は「4のイ」(連続)を選択された場合

順番に下記のとおり記入してください。(記入例では2名を連続記名する場合)

- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。

なお連続記名の順番は、いずれか1名の申請書の【連続記名の記名順】に記入し、それ以外の方は、「別添同時申請の申請書のとおり」にを入れてください。

合葬墓「虹の丘」使用許可申請書による申込後、書類審査が完了しましたら「納入通知書」を送付いたします。納入期限までに下記の納付場所にて納付してください。

<p>飯盛墓園組合 墓園事業特別会計 納入通知書</p> <p>〒 575-0012 大阪府四條郡市下田原</p> <p>飯盛 太郎 様</p>  <p>この度申込まれました、合葬墓「虹の丘」使用料の納入通知書を送付いたします。</p> <p>下記のとおりに納付してください。 飯盛墓園組合 管理者</p>		<p>令和7年11月10日発行</p> <p>納付場所</p> <ol style="list-style-type: none"> 飯盛墓園組合 下記の取扱金融機関の本店又は支店 りそな銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行 大阪東部農業区同組合 下記のコンビニエンスストアの全国の店舗 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ(生活彩家・くらしハウス・スリーニート)、セイヨーマート、ハマナスクラブ、デイリーヤマザキ(ヤマザキデイリーストアー・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア)、NISSAN店 スマホ決済アプリで納付 アプリで納入通知書のバーコードを読み取って納付いただけます。 PayE、楽天銀行、PayPay、au Pay、d払い、ファミペイ <p>※1-3については、スマホ決済アプリでの納付はできません。 ※3、4ともに納付書1枚あたりの金額が30万円を越えるもの(ファミペイは10万円を越えるもの)は取扱いできません。 ※3、4ともに納入期限を過ぎた納入通知書は取扱いできません。</p> <p>お問い合わせ先 〒 575-0012 大阪府四條郡市大字下田原446番地 飯盛墓園組合 管理課 電話 0743-78-1195</p>																	
<p>(税込)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和7年度歳入</td> <td colspan="3">虹の丘使用料</td> </tr> <tr> <td>款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> <td>受付№</td> <td>第 3959 号</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> <td>使用墓所</td> <td>合葬墓「虹の丘」</td> </tr> </table> <p>上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。</p>		令和7年度歳入	虹の丘使用料			款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料				金額	¥208,840	受付№	第 3959 号	納入期限	令和7年12月31日	使用墓所	合葬墓「虹の丘」		
令和7年度歳入	虹の丘使用料																		
款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料																			
金額	¥208,840	受付№	第 3959 号																
納入期限	令和7年12月31日	使用墓所	合葬墓「虹の丘」																

<p>飯盛墓園組合 墓園事業特別会計 納入済通知書 (組合/CVS等本部用)</p> <p>令和7年11月10日発行</p> <p>飯盛 太郎 様納</p> <p>公金収納取りまとめ金融機関 りそな銀行 四條郡支店</p> <p>(税込)</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> <td>令和7年度歳入</td> <td>虹の丘使用料</td> </tr> <tr> <td>款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> <td>(合)・(債)・(記)</td> <td>受付№. 3959 調定番号 679</td> </tr> </table> <p>上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。</p> <p>(ご注意) バーコードが不明なもの、取込できないもの、納入期限を過ぎたもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。</p> <p>CVS等取納用</p>  <p>(91)548567-320330039592511000050-260331-0-2088404</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。 飯盛墓園組合 会計管理室あて</p> <p>取納代行会社 りそな決済サービス株式会社</p> <p>収入印紙不等</p>		金額	¥208,840	令和7年度歳入	虹の丘使用料	款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料				納入期限	令和7年12月31日	(合)・(債)・(記)	受付№. 3959 調定番号 679	<p>飯盛墓園組合 墓園事業特別会計 領収通知書 (金融機関/CVS等店舗用)</p> <p>令和7年11月10日発行</p> <p>No. 3959</p> <p>飯盛 太郎 様納</p> <p>(税込)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和7年度歳入</td> <td colspan="2">虹の丘使用料(合)・(債)・(記)</td> </tr> <tr> <td>調定番号</td> <td colspan="2">679</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2">¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td colspan="2">令和7年12月31日</td> </tr> </table> <p>収入印紙不等</p>		令和7年度歳入	虹の丘使用料(合)・(債)・(記)		調定番号	679		金額	¥208,840		納入期限	令和7年12月31日		<p>飯盛墓園組合 墓園事業特別会計 領収証書(納入者用)</p> <p>令和7年11月10日発行</p> <p>No. 3959</p> <p>飯盛 太郎 様</p> <p>(税込)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和7年度歳入</td> <td colspan="2">虹の丘使用料(合)・(債)・(記)</td> </tr> <tr> <td>調定番号</td> <td colspan="2">679</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2">¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td colspan="2">令和7年12月31日</td> </tr> </table> <p>収入印紙不等</p>		令和7年度歳入	虹の丘使用料(合)・(債)・(記)		調定番号	679		金額	¥208,840		納入期限	令和7年12月31日	
金額	¥208,840	令和7年度歳入	虹の丘使用料																																						
款:使用料及手数料 項:使用料 目:墓園使用料 節:墓地使用料 細節:虹の丘使用料																																									
納入期限	令和7年12月31日	(合)・(債)・(記)	受付№. 3959 調定番号 679																																						
令和7年度歳入	虹の丘使用料(合)・(債)・(記)																																								
調定番号	679																																								
金額	¥208,840																																								
納入期限	令和7年12月31日																																								
令和7年度歳入	虹の丘使用料(合)・(債)・(記)																																								
調定番号	679																																								
金額	¥208,840																																								
納入期限	令和7年12月31日																																								

スマホ決済用バーコード

※納入期限内に納付されなかった場合は申請が無効になります。

■納付場所

(1) 飯盛霊園組合の窓口（現金）

(2) 取扱金融機関の本店又は支店（現金）

- ・りそな銀行 三井住友銀行 ・関西みらい銀行 ・大阪東部農業協同組合

(3) コンビニエンスストアの全国の店舗（現金）

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ポプラ ・生活彩家 ・くらしハウス ・スリーエイト
- ・セイコーマート ・ハマナスクラブ
- ・デイリーヤマザキ ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・MMK 設置店

※MMK 設置店とは MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗です。

(4) スマホ決済

利用できるスマホ決済アプリ

- ・PayB
- ・楽天銀行
- ・PayPay
- ・au Pay
- ・楽天ペイ
- ・d 払い
- ・ファミペイ

※ 各アプリで納入通知書のバーコードを読み取って支払うことができます。

※ 各アプリにより納付方法が異なりますので、詳しい支払方法等については各アプリのHP等でご確認ください。

■コンビニ・スマホ決済で納付ができないもの

- ・納入通知書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・納入通知書に記載の納入期限を過ぎたもの
- ・納入通知書にバーコードが印刷されていないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードを読み取りできないもの

■スマホ決済での注意事項

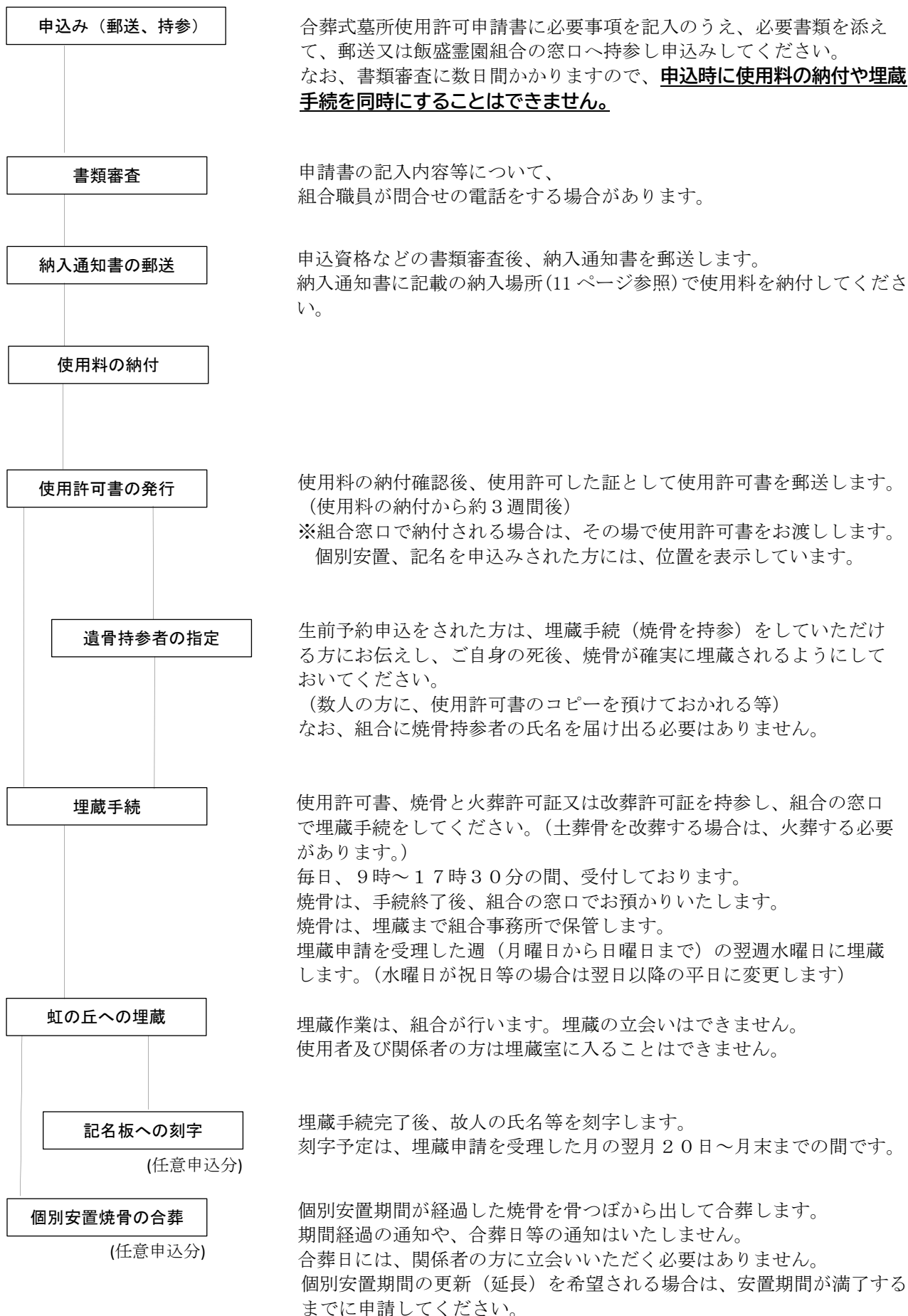
- ・アプリのインストールと利用登録が必要です。
- ・手数料は発生しませんが、通信料は利用者負担となります。
- ・領収証書は発行されません。アプリの納入履歴や支払口座の取引明細等で確認してください。
- ・**領収印のない納入通知書が手元に残りますので、二重支払いにご注意ください。**

■使用許可となるまでの日数（入金反映されるまでの日数）

- ・飯盛霊園組合の窓口：原則として即日
- ・取扱金融機関の本店又は支店・コンビニ・スマホ決済：**2～3週間**

※金融機関等でお支払いの場合、入金反映され使用許可書が手元に届くまで相当の日数を要しますので、お急ぎの方は「(1)飯盛霊園組合の窓口」で納付されることをお勧めします。

申請から埋蔵までの手続について



ふるさと納税による申込方法について

関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)の各ふるさと納税ポータルサイトから申込みができます。

	守口市	門真市	大東市	四條畷市
掲載サイト	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	ふるさとチョイス ふるなび 楽天 ANA マイナビふるさと納税 ふるさと納税百選 JRE MALL ふるさと納税	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	さとふる ふるさとチョイス
寄付金額	170,000 円	184,000 円	170,000 円	187,000 円

※寄付金額は令和8年4月時点

■ふるさと納税を利用してお申込みされる場合の流れ

- (1) ふるさと納税ポータルサイトからお申込みください。
※お申込みの前に、必ず飯盛霊園組合までご連絡ください。
- (2) 使用許可申請書や案内書類を組合からお送りします。
- (3) 使用許可申請書と必要書類をご提出ください。
※申請書の有効期限は発行日から1年以内です。期限内にご提出ください。
※必要書類の詳細は3ページをご覧ください。
- (4) 使用許可書を郵送いたします。

■ふるさと納税をご利用される際の注意事項

- ・関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の方は、ご自身がお住まいの市以外の関係市のふるさと納税返礼品から合葬墓「虹の丘」をお選びください。
(お住まいの市へのふるさと納税では返礼品を受け取ることができません。)
- ・ふるさと納税を通じて申込できる使用区分は「合葬」のみです。
個別安置、記名および連名保証でのお申込みは通常の申込みとなります。
- ・寄附申込後にお送りする使用許可申請書は、1年以内にご返送ください。
- ・入金(寄附金)の確認に時間を要するため、申請書ご返送から使用許可書の発送までに2か月程度かかる場合があります。
- ・使用許可後の使用料(寄附金)の返還はできません。

埋蔵手続きについて

- ・使用許可後に埋蔵申請を受け付けます。
- ・お預かりした焼骨は、埋蔵日まで組合事務所で保管します。
- ・埋蔵日は毎週水曜日です（祝日・年末年始等に変更となります）。
- ・埋蔵申請を受理した週（月～日）の翌週水曜日に埋蔵を実施します。
- ・埋蔵の立会いはできません。
- ・埋蔵後の焼骨の返還はできません。

遺骨の改葬（他の墓所等から遺骨を移される時）について

- ・「改葬」とは、すでに墓所や納骨堂などに納骨した遺骨を、別の墓所などに移すことです。
- ・改葬するときは「改葬許可証」が必要となります。
- ・「改葬許可証」は、納骨されている墓地等が所在する市町村役場が交付します。
- ・交付申請手続の詳細は、現在、納骨されている墓所等の市町村役場に問合せしてください。
- ・虹の丘の申請には、「埋蔵・収蔵証明書」又は「改葬許可証」のコピーが必要です。

（手続きの順序）

(1) 「改葬許可申請書」の入手

現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙を入手する。

(2) 「埋蔵・収蔵証明書」の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者に申し出て、「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらう。（改葬許可申請書に埋蔵の証明欄がある場合もあります。）

(3) 改葬許可の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可証」の交付申請をしてください。

(4) 遺骨の引き取り

現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください。

（注意）土葬していた遺骨を改葬し飯盛霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

墓参について

- ・モニュメント正面の献花台でお参りいただけます。
お供えいただいたお花は、毎日組合が整理・撤去いたします。
- ・線香を使用される場合は、献花台前面の香炉台をご利用ください。
- ・献花台にはローソクの使用できません。
- ・供物やコップ類などの放置はご遠慮ください。
ガラスや野生動物による被害防止のため、お花以外のものは必ずお持ち帰りください。
- ・参拝ゾーンで祭事を行う場合は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- ・モニュメントゾーンおよび埋蔵室内には立ち入ることができません。
また、埋蔵された焼骨を一時的に取り出すことはできません。

埋蔵者の照会について

墓参者に対し、使用者または故人のお名前が当霊園の管理する墓籍簿と一致した場合、墓所の位置を回答する「情報照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる方は、お申し出ください。

個人情報の取扱いについて

墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく帳簿を管理することを目的として必要な個人情報を、使用者の皆様から提供いただいております。

提供いただきました個人情報（プライバシー）につきましては、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例等により上記の目的の範囲のみ利用し、大切に保管しております。

その他

- ・虹の丘への焼骨の埋蔵が不要となった場合は、使用許可の取消手続が必要です。
 - ・虹の丘に焼骨を埋蔵していない場合で、使用者が使用許可の取消しの申出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。（ふるさと納税による使用許可の場合、還付はありません。）
 - ・虹の丘に埋蔵された焼骨は、返還できません。ただし、個別安置の焼骨について個別安置の期限内に返還の申出があった場合に限り、使用許可を取り消し、焼骨を返還することができます。
 - ・次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - （1）許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - （2）条例の規定又は条例の規定に基づく指示に違反したとき。
 - （3）許可の申請に偽りがあったとき。
 - （4）（1）から（3）までのほか、虹の丘の管理上支障があると認められるとき。
- なお、使用の許可が取り消されたときは、指定する期日までに焼骨を引き取っていただくこととなります。

飯盛霊園条例（抜粋）

第3章 合葬式墓所

（構成）

第23条 合葬式墓所は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 合葬施設
- （2） 個別安置施設
- （3） 記名板

（使用者の資格）

第24条 合葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 関係市に住所を有する者であり、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
- （2） 関係市に住所を有する者であり、埋蔵すべき焼骨を所持する者
- （3） 飯盛霊園の個別墓所の使用者
- （4） 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、別に使用者の資格を定めることができる。

（使用許可）

第25条 合葬式墓所を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 管理者は、第1項の許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）に対し、使用許可書を交付する。

（埋蔵物の制限等）

第26条 合葬式墓所には、前条第1項の許可に係る焼骨以外の物を埋蔵してはならない。

- 2 管理者の指定する区域には、合葬式墓所の管理に従事する者以外の者は、立ち入ることができない。
- 3 個別安置施設に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

（記名板）

第27条 管理者は、記名板の使用許可を受けた者の埋蔵申請書を受理したときは、記名板に規則で定める刻字をするものとする。

（公募）

第28条 管理者は、合葬式墓所を使用させようとするときは、使用しようとする者を公募するものとする。

（使用料）

第29条 合葬式墓所を使用しようとする者は、別表第6に掲げる使用料（以下この章において「使用料」という。）を使用許可の際に納付しなければならない。

- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び同法第314条の7並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第78条の規定に基づき、関係市に寄附を行い合葬式墓所の合葬施設の使用を返礼品として選択した場合の使用料は、前項の規定による合葬施設の使用料を納付したものであるものとする。
- 3 管理者は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（既納の使用料の不還付）

第30条 既納の使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所に焼骨を埋蔵していない場合で、使用者が第33条第1項の規定による届出をしたときは、前条第1項の規定による既納の使用料の100分の50に相当する額を還付することができる。

（焼骨の埋蔵等）

第31条 合葬式墓所に焼骨を埋蔵しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 第24条第1項第1号に該当して第25条第1項の規定による許可を受けた者は、自己の死後にその焼骨が合葬式墓所に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。

3 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、個別安置施設に埋蔵された焼骨について第33条第1項に規定する届出があった場合は、この限りでない。

(使用許可書の再交付等及び手数料)

第32条 第25条第3項に規定する使用許可書を紛失し、又は汚損したときは、管理者に再交付の申請をすることができる。

2 合葬式墓所の個別安置施設に埋蔵された焼骨を他の墓地等に改葬し、又は分骨しようとする者は、埋蔵証明書の交付を受けなければならない。

3 管理者は、前2項に規定する使用許可書の再交付又は埋蔵証明書の交付をするときは、別表第7に掲げる合葬式墓所手数料を徴収する。

(使用の中止)

第33条 使用者は、合葬式墓所の使用が不要になったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合葬式墓所を使用する権利は、消滅する。

3 第1項の規定により届出を行った者のうち、焼骨を個別安置施設に埋蔵している者は、管理者の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

(施設の場所等の変更)

第34条 管理者は、合葬式墓所の管理その他の事業執行上必要があるときは、施設の場所又は形状を変更することができる。

(使用許可の取消し等)

第35条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓所の使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた目的以外に合葬式墓所を使用したとき。

(2) 合葬式墓所を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

2 前項の規定により合葬式墓所の使用許可を取り消された者は、合葬式墓所の個別安置施設に埋蔵された焼骨を管理者の指定する期日までに引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓所に埋蔵された焼骨の改葬を行うことができる。

(1) 前条第2項の規定による焼骨の引取りがなされないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、合葬式墓所の管理上必要があるとき。